

令和7年度 第2回
芽室町総合保健医療福祉協議会
『障害者部会』 次第

日 時 令和8年3月31日（火）18時30分から

場 所 芽室町役場 地階 会議室5

1 開 会

2 課長挨拶

3 議 題

(1) 第7期障がい者福祉計画及び第3期障がい児福祉計画進行管理

4 その他

5 閉 会

第7期

芽室町障がい者福祉計画

第3期

芽室町障がい児福祉計画

2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

【令和7年度進行管理資料】

■第7期芽室町障がい者福祉計画・第3期芽室町障がい児福祉計画の概要

1 基本目標

「障害者基本法」の理念に基づき、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るまで生涯を通じて総合的なサービスを受け、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

2 基本施策

『芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例』に掲げる4つの基本施策を推進します。

1 早期発見及び早期支援

障がいの発見から、その後の療育にわたり、各分野での連携を強化し、地域で育つ、育てる親子を支援し、自立や社会参加に向けた基礎的な力を育むよう努めます。

2 就労支援

地域生活に必要な経済的基盤を固めるため、社会で働くために必要な支援体制の充実に努めます。

3 生活支援の充実

障がいのある人が自己決定に基づき、自立した生活を営むことができるよう、障がいの特性に応じた相談支援、適切な保健・医療・福祉サービスの提供、安全安心な生活環境の整備に努めます。

4 支援を広げるための施策の充実

障がいのある人もない人も安心して暮らせるために、地域全体がお互いに理解・尊重し支え合う体制づくりに努めます。

■ 第7期芽室町障害者福祉計画・第2期芽室町障がい児福祉計画の進捗状況

基本施策

1 早期発見及び早期支援

(1) 専門的な支援の充実

発達支援を要する児童への、専門的な支援体制の整備・充実を図ります。

番号	項目	内容
1	発達支援体制の充実	発達支援センターにおいては、通所児童だけでなく広くアセスメントや相談、訪問支援、啓発活動を行う、発達支援の地域の中核として機能する施設運営を行います。また、町内外の障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）の事業所において、専門的な支援が受けられる環境を維持します。また、学齢期から就労体験できるキャリア教育への支援体制を整備します。
進捗状況		町内の障がい児支援に関わる事業所の交流会を実施し、情報交換と課題共有を行った（9/5）。 令和7年度は放課後の仕事体験を計13回実施（図書館、ひだまり保育所、トウテル、珠玖ライオン堂、ダイイチ、JA）。
2	重症心身障害児*の児童発達支援・放課後等デイサービスの検討	重症心身障害児に必要とされるリハビリ機能・医療機能・療育機能を整理しながら、重症心身障害児に対する福祉サービス・日常生活に必要な集団の場を確保します。
進捗状況		令和7年2月、重症心身障害児の児童発達支援・放課後等デイサービスを行う民間事業所が町内に開設され、身近な地域でサービスが受けられる環境が整った。令和7年度の重症心身障害児の通所サービスの利用者数は5名。
3	医療的ケア児への支援	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童が、希望する幼児施設や教育機関で合理的配慮を受けながら、学んだり生活

		したりできるよう関係機関との調整を行い、看護師体制や環境の整備などを進めます。
進捗状況		<p>町内の医療的ケア児7名のうち、3名が町内小学校に看護師体制を整備して通っていることから、随時関係機関と調整し安心安全の中で教育活動が送れるよう調整を行った。1名の中学生は、医療行為が自立したため看護師派遣を終了した。</p> <p>次年度、看護師が常駐する町内保育所に入所を迎える児については、所属と連携し受け入れ体制の整備等を行っている。</p> <p>また、特別支援学校に入学予定の児については、安心した環境で学ぶことができる最善の場について、保護者の意向決定に寄り添った支援を行った。</p>

(2) 相談支援体制の充実

発達に支援を要する児童や保護者が、所属先や町内の関係機関に相談することで、よりよい解決策が得られ、安心して子育てができる相談支援体制の充実を目指します。

番号	項目	内容
1	相談支援体制の充実	福祉サービスに関する情報を発信し、専門職を活用しながら、様々な相談ニーズに応じます。事業所数の増加によりサービス量は充足されてきましたが、そのことにより特性に合った支援を選ぶためのサービス調整が重要となってきたことから、相談・調整機能の充実を目指します。
進捗状況		<p>計画相談44件(新規0件)、かしわのもり委託10件、りのあ委託9件。相談支援従事者研修を1名受講終了(子育て支援係職員)</p> <p>【福祉サービス利用先】 発達支援センター、ぐらんつ、えはこ、なないろ、シーグラス</p>
2	ペアレントメンターを活用した相談支援体制の推進	ペアレントメンターとして登録いただいている保護者が、メンターとしての役割を理解し、相談対応スキルを高められるよう研修の機会を確保します。また、相談者がメンターに相談することを通して、将来に見通しと安

第2回 障害者部会 資料1
第7期芽室町障がい者福祉計画及び
第3期障がい児福祉計画 進行管理

		心感を抱いて子育てができるよう、関係者と連携した相談体制を目指します。
進捗状況		<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座 4名参加 R7.6.30(金)18:30~20:00 ・登録者 18名 ・個別相談 0回 ・発達支援センター事業派遣 茶話会(1回×2名)、就学・進学学習会(2回×1名)、座談会(1回×1名)

(3) 地域支援・連携の推進

発達支援を要する児童が、普段通う場所で適切な支援が得られるための事業を推進します。

番号	項目	内容
1	保育所等訪問支援事業の推進	児童が所属する機関を巡回支援したり、所属機関において療育サービスを提供することで集団への適応を支援します。地域支援機能を強化することにより、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
進捗状況		令和7年度実績は0件。保育所等訪問支援は利用手続きに時間を要するため、早期の対応が必要なケースについては、制度を利用せず、所属機関に訪問し、対応について協議を行った。
2	巡回相談の推進	年に2回、所属から相談希望があった児童に対して、専門職員が行動を観察したり、カンファレンスをしたりすることを通して、適切や支援や地域資源等のサービス調整を行います。巡回相談によって、児が適切な支援を受けられると共に、指導にあたる職員を支える仕組みの構築を目指します。
進捗状況		各所属からの依頼内容により、子育て支援課地域コーディネーター、発達心理相談員、子育て支援センター長、保育所長、発達支援センター職員が専門性を生かして対応。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回目 R7.6.2~7.18 35名 幼保7園 ・第2回目 R7.12.2~R8.1.30 40名 幼保6園

	視察は1～2人に対し1～2時間、カンファレンスは個別で30分～1時間。
--	-------------------------------------

(4) 特別支援教育の充実

発達に応じた適切な教育を受けることができるよう、就学に関する相談支援や児童の実態把握と共通理解の形成、または教職員の指導力や専門性の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就学相談の充実	幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ児童の情報と支援がスムーズに引き継がれるよう、個別支援計画を活用したケース会議等を充実させます。
進捗状況		教育支援委員会において、新入学児7名（内特別支援学校2名）・在籍変更5名・中学校進学8名の合計20名の判定を行った。在籍変更のうち特別支援学級から通常学級への転籍は1名、通常学級から特別支援学級への転籍は4名であった。
2	学習上の支援	学習に特異な困難を抱える子どもに対して、内外の専門家を活用し、見通しと根拠のある学習支援がなされる体制を推進します。
進捗状況		通級指導の充実を図るため加配教諭を申請し、芽小においては2名体制による指導体制を整備した。また、「特別支援学級担任を支えるシステム」の取組として、教育ソフト「リタリコ」の活用や年2回の巡回相談を実施し、担任への支援体制を強化した。さらに、「保育と教育の架け橋を創るカンファレンス」を通じて、発達支援を要する児童が幼稚園・保育所等から小学校へ円滑に移行できるよう、関係機関との連携を推進した。
3	地域コーディネーターの複数配置	一貫性と継続性のある支援がなされるよう必要なマンパワーを確保します。
進捗状況		地域コーディネーターを教育推進課に配置し、特別支援教育の推進として、教育支援委員会開催、教育活動指導助手・学校支援員配置、医療的ケア

	児支援、特別支援教育就学奨励費通学費補助開始、 不登校支援システム推進を行った。
--	---

2 就労支援

(1) 就労支援体制の強化

関係機関と連携し、一貫性のある就労支援体制の強化を図ると共に、実習機会を確保することにより、障がいのある人の就労に対する意欲の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就労支援体制の充実	十勝障がい者就業・生活支援センターと連携し、ジョブコーチの活用を調整します。自立支援協議会就労支援部会を活用し、企業と福祉サービス事業所の連携を強化します。
	進捗状況	自立支援協議会就労支援部会を2回開催した。その内1回は相談支援事業所と合同開催し、講師に十勝障がい者就業・生活支援センターを招聘、令和7年から新たに新設された就労選択支援事業について情報共有を行った。
2	実習機会の確保	芽室町障がい者職場実習支援事業において役場事務補助業務の経験を経て、民間企業での就労を体験する機会を作ります。本事業では、就労スキルや社会性を身につけ一般就労を目指すとともに、就労体験事業は随時申請を受け付け、様々な業務の体験の機会を設けます。
	進捗状況	職場実習者（R7：6名）、就労体験者（R7：10名）に対して、役場業務の体験実習を実施した。令和7年度は、職場実習から2名が一般就労した。随時、町内企業での実習に挑戦しており、地域おこし協力隊員が、実習生に対して随時個別面談等を行った。

(2) 福祉的就労の充実

一般就労へ繋げる福祉的就労の場のさらなる充実を図ると共に、福祉的就労事業所への支援を行います。

番号	項目	内容
1	NPO 法人や福祉的就労事業所との連携整備	NPO 法人と福祉的就労事業所との連携強化に努め、相談窓口の整備を行います。適切な就労に関する評価を行い、障がいを持った方が安心して就労できるよう努めます。
進捗状況		町内の就労支援事業所、相談支援事業所、就労支援事業委託先のNPO 法人が集まり、就労支援部会を開催。町内在住の障がい者への支援について意見交換を行った。
2	福祉的就労事業所への支援	「芽室町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、庁舎内における授産製品販売等の支援を行います。また、自立支援協議会（就労支援部会・農福連携部会）を活用し、事業所が抱える課題を共有していきます。
進捗状況		令和7年度は、町内事業所に対し、色付き指定ごみ袋の購入・配送、子どもセンター等の草刈り作業や給食センターの作業委託を行った。また、就労支援部会を開催し、各事業所が抱える課題等の情報共有を行った。

(3) 一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備

NPO 法人などと連携し、一般就労への定着促進を図ると共に、障がい者雇用に対する企業などの理解促進を図ります。

番号	項目	内容
1	一般就労定着支援の促進	一般就労定着支援を実施するNPO 法人などとの連携により、就労を希望する障がいのある人や雇用を希望する町内企業に対し、一般就労定着支援を促進します。
進捗状況		NPO 法人、十勝障がい者就業・生活支援センターと連携し、就労先の新規開拓に努めている。また、NPO 法人に就労支援業務を委託し、町内企業へ一般就労した方たちに対し、きめ細やかな定着支援を行った。
2	各種助成制度の周知	委託先のNPO 法人や十勝障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を図りながら、企業に各種助

第2回 障害者部会 資料1
 第7期芽室町障がい者福祉計画及び
 第3期障がい児福祉計画 進行管理

		成制度の周知・活用を働きかけます。
進捗状況		委託先のNPO 法人と連携し、町内企業に訪問し、情報提供等を行った。今後も、委託先のNPO 法人や十勝障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携を図りながら、企業に各種助成制度の周知・活用を働きかける。
3	障がい者雇用の理解促進	委託先のNPO 法人と連携し、就労アドバイザーを周知し企業等を対象にした説明会を開催します。また、障がい者の職場実習等を通じて、障がいを抱える方たちの理解促進に努めます。
進捗状況		委託先のNPO 法人と連携して企業訪問を行い、障がい者雇用の現状、課題の把握に努めた。
4	働く障がい者の通勤支援	通勤サポートを活用して、利用者と企業との調整を行います。就労支援事業所との連携や他自治体への利用促進についても検討を行っていきます。
進捗状況		通勤サポート事業は、令和6年度からNPO 法人の事業として実施しており、令和7年度は11名が利用している。養護学校等からのスポット利用の依頼等もあり、随時調整を行っている。

(4) 農福連携の拡充

就労支援事業所を利用している障がい者等を対象に、農業を体験する機会を作り、農福連携の拡充を図ります。

番号	項目	内容
1	農福連携の推進	芽室町自立支援協議会に設置された、農福連携部会を活用します。農業者、農業協同組合、福祉的就労事業所間で協議を行い、新たな作業の発掘や工賃についての協議などを行い、障がい者の農業体験の機会を拡充していきます。
進捗状況		令和7年度は、ごぼう・ジャガイモ・ゆり根の袋詰めや選別、トウモロコシの皮むき、カボチャ・長芋の収穫等の作業を行った。継続的な取組の中で事業が定着しており、福祉事業所と農家の間で直接連絡調整を行った。

3 生活支援の充実

(1) 福祉サービスの充実

障がいのある人が自己の決定に基づき、必要なサービスを受け自立した生活を営むことができるよう支援します。

番号	項目	内容
1	訪問系サービスの充実	居宅で食事や入浴、排泄等の介護や外出時における移動中の介護を行う、居宅介護などのサービス提供事業所との連携を図り、居宅での生活を支援します。また、適切なサービスが行われるようサービス事業所に対しての支援体制についても充実させていきます。
進捗状況		町内の居宅介護サービス提供事業所が対応できない場合、町外のサービス事業所利用について相談支援事業所と連携してサービス調整を行った。また、重度訪問介護利用希望者に対して、支給基準を超える利用申請があった場合に、速やかに西十勝障がい支援区分認定審査会に協議を依頼し、福祉サービスのニーズに対応する調整を行った。
2	日中活動系サービスの充実	日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練などのサービス提供事業所との連携を図り、日中の活動を支援します。 また、障がいのある人が相談・交流できる場として地域活動支援センターの活用について検討します。
進捗状況		町内に2つの地域活動支援センターを設置し、障がいのある人の相談・交流ができる場の充実を図った。また、町外の地域活動支援センターの利用を希望する方に対して、他市町村との協定に基づき利用決定を行った。
3	一時的支援の充実	居宅において介護する家族が就労、疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援の充実を図ります。また、緊急時での受け入れを調整するコーディネート機能を整備し、支援体制を充実させていきます。
進捗状況		町外の日中一時支援事業所を利用したいという要望があった場合に、速やかに町外事業所と委託契約を締結し、

第2回 障害者部会 資料1
 第7期芽室町障がい者福祉計画及び
 第3期障がい児福祉計画 進行管理

		希望したサービスが提供できるように調整し、家族の負担軽減につなげた。
4	訪問入浴サービスの実施	居宅での入浴が困難な障がいのある人に、訪問により浴槽を持ち込んで入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図ります。
進捗状況		訪問入浴サービスを必要とする方からの申請に対して、委託先訪問入浴サービス事業所と調整を行い、速やかにサービスが提供できるようにした。
5	日常生活用具等の支援の充実	日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具や補装具の給付を行います。補装具給付の対象とならない軽度難聴児の、補聴器の購入費等の一部を助成します。
進捗状況		軽度難聴児に対する補聴器の購入・修理の費用助成については、令和7年度は申請はなかった。
6	各種福祉手当の周知	特別障害者手当や障害児福祉手当、特別障害児手当などの制度周知に努め、手続きに関して適切な情報提供を行います。
進捗状況		制度に沿って実施した。
7	各種助成制度等の周知・電子申請の導入	税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度について周知を行います。申請方法についても電子申請の導入等について整備を進めていきます。
進捗状況		交通費助成について、事業所等に対して案内を行った。また、日常生活用具について、紙おむつ等の一部の品目の電子申請にて受け付ける体制を整備した。
8	医療給付・助成制度の実施	障がいを抱える方の自立と社会経済活動への参加の促進を図るための自立支援医療（更生医療・精神障害者通院医療等）の制度周知や適正な運用を図ると共に、重度心身障害者医療費助成制度の実施により経済的負担を軽減します。
進捗状況		制度に沿って実施した。

(2) 居住系サービスの充実

障がいのある人の状況に応じた生活の場を確保するため、町内の居住系サービスの充実等を図ります。

番号	項目	内容
1	グループホームの充実	障がいのある人やその家族の高齢化などの状況や「親亡き後」を見据え、居住系サービス提供事業所との連携を図り、新築または既存建物の活用も視野に入れ、民間活力によるグループホームの整備に努めます。
進捗状況		令和7年において、町内に新たに男性専用のグループホーム（定員4名）が開設され、また男性専用のグループホーム（定員5名）が閉所した。
2	住宅改造費助成の実施	在宅生活の利便性を図るため、住宅改修費の一部を助成します。
進捗状況		令和7年度は申請が0件であった。
3	生活体験住宅の運営・活用	生活体験住宅の管理・運営を行います。また、障がい者の方の集いの場としての利用など新たな活用方法についても検討を進めていきます。
進捗状況		令和7年度の利用実績は、実利用者数1名、延べ利用者数9名（R8.1月時点）であった。自立に向けた取組として、必ずしも1人暮らしだけが自立ではなく、生活全般に一人ひとりの自立があるため、今後も家族や福祉サービス事業所と協力しながら、個に応じた支援を引き続き行っていくことから、生活体験住宅そのものは事務事業を廃止する。

(3) 相談支援体制の充実

障がいのある人にとって、生まれてから高齢期に至るまで、長い期間の支援が必要なため、相談支援体制の充実を図ります。また、必要な情報をわかりやすく入手できる情報提供に努めます。

番号	項目	内容
----	----	----

第2回 障害者部会 資料1
第7期芽室町障がい者福祉計画及び
第3期障がい児福祉計画 進行管理

1	計画相談支援の充 実	芽室町内の相談支援事業所と連携し、障害福祉サービス等の利用にかかるサービス等利用計画を作成し、適切なサービス提供に努めます。また、相談支援事業の一部を民間事業所に委託し、ネットワークの強化を図り、芽室町相談支援の体制整備に努めます。
進捗状況		町内の相談支援事業所に業務の委託を行っている。令和7年度においては、相談支援部会を2回開催し、現在の相談体制を把握や、課題の抽出を行った。内1回は十勝障がい者総合相談支援センターを講師招聘し、相談支援事業所の運営について情報共有を行った。
2	基幹相談支援セン ター設置について の協議	基幹相談支援センターの設置について協議し、相談支援に関する人材育成や支援者をサポートするための取り組みを芽室町内で実施していきます。
進捗状況		令和7年4月から設置し、地域づくり（地域資源との連絡・連携、自立支援協議会の運営等）と、個別相談対応（年間44件）を行った。自立支援協議会事業所連携会を新設し、次年度も継続して芽室町の相談支援体制や障がいのある方にとっての住みよい町づくりを推進するものである。
3	障がいのある人が 住み慣れた地域で 暮らし続けられる 体制づくり	高齢、子ども、生活困窮等の分野の施策と連携し、相談支援や社会参加支援、居場所づくりといった支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備に努めます。
進捗状況		重層的相談支援体制の整備に向け、令和7年4月に基幹相談支援センターを設置予定。高齢、子ども、生活困窮等の関係課係と個別相談対応や体制構築に向け協議を行った。
4	情報提供体制の充 実	インターネット・SNSなど障がいに適応した形による情報提供体制を整備し、特性に合わせた情報発信を行っていきます。
進捗状況		随時必要な情報についてホームページを修正して対応し、フェイスブック等による発信を行った。
5	専門的人材の養成	基幹相談支援センターの設置を協議し、相談支援に関する人材育成や支援者をサポートするための取り組みを

		整備していきます。
進捗状況		令和7年4月に基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関する人材育成や支援者をサポートするための取り組みを実施した。
6	自立支援協議会の体制整備	障がい者本人や関係事業所が参加しやすいような協議会づくりに努めます。気軽に意見交換できる場をすることで、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目指していきます。
進捗状況		相談支援部会（R7：2回）、就労支援部会（R7：2回）、ひきこもり支援部会（R7：6回）、発達支援部会（R7：34回）をそれぞれ開催している。

（4）権利擁護の推進

障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮し、権利擁護支援体制の整備に努めます。

番号	項目	内容
1	成年後見制度の利用促進	委託先である「成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めます。また、町長申立や成年後見人等に対する報酬助成の制度を充実させ、成年後見制度の利用促進に取り組みます。
進捗状況		成年後見普及啓発業務を委託している社会福祉協議会で、成年後見制度に関する講演会の開催や制度の相談、利用支援を行った。
2	日常生活自立支援事業との連携	福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を支援し、判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう、社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業の利用を促進し、各種サービスや支援者との連携を図ります。
進捗状況		金銭管理等が困難な事例が発生した場合に、社会福祉協議会に相談を行い、日常生活自立支援事業が利用できるように調整を行っている。また、日常生活自立支援事業のパンフレットを用意して、相談支援事業所等を通じて普及啓発に取り組んでいる。

第2回 障害者部会 資料1
第7期芽室町障がい者福祉計画及び
第3期障がい児福祉計画 進行管理

3	障がい者虐待防止の体制整備	関係機関の職員に対する教育・研修を充実させ、権利擁護に対する専門職員の養成に取り組みます。
進捗状況		ケース対応時に、関係機関や十勝総合振興局と連携し、再発防止等をスピーディーに確認・協議した。
4	行政サービス等における合理的配慮の推進	電子申請の導入など障がいの特性に合わせた申請方法等の検討を行っていきます。また、障がい者差別解消法に基づく芽室町職員マニュアルを随時改定し、新規採用職員には研修を実施していきます。
進捗状況		日常生活用具の申請について、一部の品目（紙おむつ、蓄便袋等）にて電子申請を導入した。
5	障がいを理由とする差別解消のための啓発	令和6年4月から事業者による障がい者に対する合理的配慮が義務化されることから、法改正についての啓発を行い差別解消に努めていきます。
進捗状況		ヘルプマークについて、広報誌での情報発信を行い、年間32個の配布を行った。

(5) 地域での安全安心の確保

災害時の避難支援体制の整備と、福祉避難所の確保に努めます。

番号	項目	内容
1	個別避難プランの作成推進	災害時要援護者台帳*が必要な人への登録を促すと共に、登録者の個別避難プランの作成を推進し、災害時に即対応できるような仕組みづくりを推進します。
進捗状況		避難支援計画（個別計画）の作成について、担当係や家族会との協議を行った。
2	災害時の安全確保	関係機関と連携し、障がいのある人に配慮した福祉避難所の指定を進めます。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人へのSNS等を利用した情報発信の整備や障がい特性により集団生活が困難な人の避難場所の確保など、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。
進捗状況		福祉避難所に関する協定を結んでいる町内社会福祉法人及び防災担当係と福祉避難所の運用について協議を行った。

(6) 疾病の予防と早期発見

障がいのある人への健診の普及啓発や受診勧奨、健診が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。

番号	項目	内容
1	健診の重要性の普及啓発、受診勧奨	生活習慣病を予防するため、各種健診の受診を勧奨し、要指導者・要観察者に対する事後指導の充実や、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。
進捗状況		各種健診の受診を勧奨した。
2	健診を受けやすい健診体制・環境づくり	障がい福祉サービス事業所と連携し、障がいのある人が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。
進捗状況		保健福祉センターを会場とした健診の受診勧奨を実施し、利用者数は1名。また職員健診と同日に利用者も受診できる体制を講じている障がい福祉サービス事業所では17名受診。健診以外にも、定期的に内科を受診し生活習慣病の治療をしている方も多いことを個別面談等の機会保健師等が把握している。

(7) ユニバーサルデザイン*の推進

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの推進を図ります。

番号	項目	内容
1	道路施設等の環境整備	案内標識、交通安全施設の充実やバリアフリー*化の観点に基づく整備等により、障がいのある人や高齢者、子ども達にやさしい道路・歩道整備に配慮します。
進捗状況		通学路の舗装をフラットにして水たまりができないようにする、歩道から役場庁舎内に入入りするまでの間に点字ブロックを設置するなどの配慮を行っている。

2	公共施設のユニバーサルデザイン化	障がいの有無にかかわらず、様々な人が利用する公共施設は、新築や改築計画のあるものなど、可能なものからユニバーサルデザイン化を進めます。
進捗状況		役場庁舎のエレベータ設置や芽室町温水プールの幼児プール等の設置など、ユニバーサルデザイン化を進めている。

4 支援を広げるための施策

(1) 理解と交流の促進

障がいに対する正しい理解を深める啓発活動や、障がいの有無にかかわらず町民同士がふれあう機会の充実を図ります。

番号	項目	内容
1	障がいに対する理解啓発と合理的配慮の推進	広報誌やSNS等を活用し、障害者差別解消法や障がい特性の理解についての普及啓発を行います。また、北海道が主催する障がい者スポーツ大会に協力し、障がいに対する理解の促進に努めます。
進捗状況		町のフェイスブックを用いて、障がい者週間についての投稿（4回）により啓発を行った。
2	住民意識調査の実施	「まちづくりアンケート」等を活用し、障がいに関する住民意識を把握します。
進捗状況		「まちづくりに関する住民意識調査」の中に、障がいに関する設問を1項目設定し、住民意識を把握した。
3	障がいのある人との交流の促進	町内福祉事業所の協力により、事業所視察、作業体験などの交流の機会を充実します。また、障がいのある人との交流を深めるイベントとして、芽室町社会福祉協議会が主催する「ふれあい交流まつり」及び「ふれあい雪中運動会」の開催を支援します。
進捗状況		イベント運営費の一部を補助金として支出した。障がいのある人との就労支援・交流の場として、パン工房「リスどん」による役場庁舎でのパン販売を毎月2回行った。

第2回 障害者部会 資料1
 第7期芽室町障がい者福祉計画及び
 第3期障がい児福祉計画 進行管理

4	障がいに関するシンボルマークの普及・啓発	国際シンボルマークをはじめとした様々なシンボルマークや表示について、正しい理解を促します。また、ヘルプマークを役場窓口で配布し、その理解促進に努めます。
進捗状況		庁舎内に耳マーク等を置き、普及啓発に努めた。また、広報誌において、ヘルプマークの紹介を行った。

(2) 町民活動等への支援

当事者団体や自主的な町民活動などの活動の周知・支援を行います。

番号	項目	内容
1	どんぐり会の活動支援	会員相互の協力、研修等を通じて、福祉の向上や療育技術の向上を図る本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
進捗状況		活動費の一部を補助金として支出した。
2	芽室町身体障害者分会の活動支援	本団体の活動費の一部を補助し、福祉の向上や障がい者の方の普及啓発に関する活動を支援します。
進捗状況		活動費の一部を補助金として支出した。
3	町民による自主的な活動等への支援	障がいの理解や支援の輪を広げる町民による自主的な活動を支援します。
進捗状況		町内の有志の方が企画する障がい者への理解促進を図るイベントに、会場調整等支援を行った。